



医政総発 0124 第 3 号
平成 31 年 1 月 24 日

日本医学会 会長 殿

厚生労働省医政局総務課長



「広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について」の
一部改正について

標記につきまして、別添のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区衛生
主管部（局）長あてに送付いたしました。この点、ご了知のうえ、傘下会員
に対する周知方よろしくご配慮願います。

医政総発 0124 第 1 号
平成 31 年 1 月 24 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省医政局総務課長

「広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について」の
一部改正について

「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に
関して広告することができる事項」(平成 19 年厚生労働省告示第 108 号) 第 1
条第 2 号に基づき広告することができる医師、歯科医師、薬剤師、看護師その
他の医療従事者の専門性に関する資格名等については、先に「広告が可能な医
師等の専門性に関する資格名等について」(平成 19 年 6 月 18 日付け医政総発第
0618001 号医政局総務課長通知。以下「平成 19 年通知」という。)をもって通知
したところであるが、今般、下記のとおり平成 19 年通知の一部を改正したので
通知する。

なお、医師等の専門性に関する資格名を広告するに当たっては、「医業若しく
は歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針 (医療広告ガ
イドライン)」(平成 30 年 5 月 8 日付け医政発 0508 第 1 号別紙 3) の第 5 の 4
(8) イ① f にあるように、「医師○○○○ (○○学会認定○○専門医)」のよ
うな形態を主に想定しているので、当該ガイドラインの趣旨を踏まえた広告内
容となるよう、管下の病院、診療所及び助産所並びに関係団体等に対する周知・
指導等に当たっては特に留意されたい。

記

平成 19 年通知の別紙中、【医師の専門性資格】及び【歯科医師の専門性資格】
の項のうち団体名の一部を以下のとおり改める。

改正後	現行
公益社団法人 日本皮膚科学会	(社) 日本皮膚科学会
公益社団法人 日本超音波医学会	一般社団法人 日本超音波医学会

公益社団法人 日本婦人科腫瘍学会	特定非営利活動法人 日本婦人科腫瘍学会
公益社団法人 日本臨床腫瘍学会	特定非営利活動法人 日本臨床腫瘍学会
公益社団法人 日本小児歯科学会	一般社団法人 日本小児歯科学会

以上